

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱（平成 20 年 8 月 6 日付け 20 文第 1610 号総務部長通知）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

2 入札参加手続等

- (1) 仕様書等に対する質問は、庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札実施要領第 7 条第 3 項の規定により庁舎等維持管理業務条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第 2 号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (2) 現場説明会は行わない。

3 入札方法等

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行う。
- (2) 入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (3) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (4) 入札書のあて先は、「福島県相馬港湾建設事務所長」とすること。
- (5) 入札結果の公表及び方法について
ア 入札結果の公表は、契約締結後 14 日以内に行う。
イ 公表は、福島県ホームページにおいて行う。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

福島県財務規則第 249 条第 1 項第 4 号及び同施行通達第 249 条関係第 2 項の規定に基づき入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、規則 229 条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。

5 その他

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 契約は、別紙契約書（案）によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得を熟知すること。
- (3) 書類は原則として A4 判とすること。
- (4) 入札参加資格確認書類の提出については、別紙 1 のとおりとする。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、庁舎等維持管理業務入札参加の資格を制限することがある。

入札参加資格確認書類の提出について

入札公告に示す条件に基づき、入札参加資格確認書類提出書に添付が必要となる書類は次のとおりである。

記

1 庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿(令和6・7年度分)の業務に登録されている者であること。

県で作成している府舎維持管理業務入札参加有資格者名簿により確認するので、提出を要しない。

2 警備業法第40条の規定により、福島県公安委員会に届出している者

県で作成している府舎維持管理業務入札参加有資格者名簿により確認するので、提出を要しない。

3 過去2年間の間、本件業務又は本件業務と同規模、同種の業務を履行した実績がある者

「業務実績証明書（任意様式）」を提出すること。

ただし、時間等の都合により、間に合わない場合は、当該業務に係る「契約書の写し」を提出することによりこれに代えることができるものとする。

※上記以外に業資格や技術者免状等の写しなどの提出を要する場合は適宜修正すること。